屋久島世界遺産地域科学委員会設置要綱

(目 的)

第1条 世界遺産に登録された屋久島の自然環境を把握し、科学的なデータに基づいた順 応的管理に必要な助言を得るため、学識経験者等による委員会を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。
 - (1) 屋久島世界遺産地域の保護管理に関する事項
 - (2) 保護管理のための調査研究・モニタリングに関する事項
 - (3) その他目的達成のために必要な事項

(構 成)

第3条 委員会は、第5条第2項に定める代表機関の長から委嘱された学識経験者等で構成する。

(運 営)

- 第4条 委員会は、委員長が招集し、議事進行を行う。
 - 2 副委員長は、議事進行にあたって委員長を補佐する。
 - 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
 - 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、委員会への出席を求めることができる。
 - 5 委員会は、重要な事項について検討を深めるため、委員会のもとに部会またはワーキンググループを設置することができる。
 - 6 委員会は、原則として公開とする。

(事務局)

- 第5条 委員会の事務局は、環境省九州地方環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島 県、鹿児島県教育委員会及び屋久島町によって構成する。
 - 2 対外的な連絡窓口及び委員の委嘱に係る事務を行う代表機関は、環境省九州地方環境事務所及び林野庁九州森林管理局が交互に務める。

(その他)

- 第6条 委員会は、世界遺産地域の適正な管理に資するため、屋久島山岳部利用対策協議 会等との連携・協力を図る。
 - 2 上記に定めのない事項で、委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成21年6月28日から施行する。